



# 神医 FAXニュース

## 第618号

編集・発行 神奈川県医師会

毎月第1・第3水曜日発行

TEL.045-241-7000

FAX.045-241-1464

インターネットホームページ  
http://www.kanagawa.med.or.jp

## ベア料の解説資料 「4月中盤までに提供」

-日医・長島氏-

日本医師会の長島公之常任理事は8日の定例会見で、2026年度診療報酬改定で対象職種の拡大や大幅な増点などの見直しが行われたベースアップ評価料のポイントを説明した。6月から算定する場合、全ての医療機関で5月中に届け出が必要とした上で、日医で作成している解説資料を「4月中盤くらいまでには提供したい」と話した。「(ベア評価料を)職員の処遇改善にぜひ役立てて、他産業への人材流出を止めていただきたい」と強調した。

長島氏は、ベア評価料の今年3月における届け出状況が、無床診療所で59.2%、有床診療所で70.0%になったと言及。昨年12月時点のそれぞれ41.1%、51.8%から、ともに約20ポイントアップしたと説明し、届け出割合をさらに上げていきたいとの認識を示した。今改定により、届け出の負担が大幅に軽減されたことにも触れた。

これまで「作成が面倒ではないか」との指摘があった賃金改善計画書は不要となったほか、計算が必要な項目も対象職員の人数(パートは常勤換算)のみになったと述べた。「6月から算定する場合は、全ての医療機関で5月中に届け出が必要」と説明。その上で、6~7月の算定・賃上げ実施分を、賃金改善中間報告書として8月に報告することを求めた。

3月以前から継続して算定している医療機関については、25年度分の賃金改善実績報告書も必要だとした。厚生労働省は、今改定でのベア評価料などの賃上げ分について、「26・27年度にそれぞれ3.2%(看護補助者、事務職員は5.7%)のベアを実現するための措置」としている。長島氏は、3月31日付の疑義解釈通知を示しながら「ベア評価料の算定要件は、評価料として入ってきた収入を全額賃上げに使うことであり、政府の目標数値に届くことは要件となっていない」と指摘。「政府目標を目指すための自助努力を妨げるものではない」としながら、「賃上げ目標の数値に届かなくても、ベア評価料は算定できる」と話した。3月の臨時代議員会でも説明したベア評価料を分かりやすく解説した資料については、「4月中盤くらいまでには提供したい」との考えを示した。

### ●松本会長、他産業に追い付ける賃上げ目指す

一方、松本吉郎会長は、「小さなクリニックでは、ベア評価料の届け出や報告に関して『まだ、ハードルが高いと感じる』との意見も頂いている」と説明。

その上で「日医としては、職員が『医療機関でしっかりと働きたい』と思えるような、他産業に追い付ける賃上げを目指している」と述べ、改めて積極的な算定を呼びかけた。(藤田昌吾)

メディファックス4月9日

## 医療保険改革法案、衆院本会議 で審議入り

厚生労働省が提出した医療保険制度改革関連法案は9日、高市早苗首相の出席の下、衆院本会議で審議入りした。上野賢一郎厚生労働相が趣旨を説明した。同法案は、▽OTC類似薬の保険給付見直し▽後期高齢者医療の窓口負担・保険料への金融所得の反映▽標準的な出産費用の無償化一などが柱。

### ●安心して医療を受けられる基盤を堅持 高市首相

高市首相は「人口減少、少子高齢化が進む中、社会保障制度を次世代に引き継いでいくためには、不断の改革努力が必要だ」と強調。法案の趣旨を説明した上で「将来にわたって国民が安心して医療を受けられる基盤を堅持していく」と述べた。高階恵美子氏(自民)への答弁。出産費用の基本単価設定については「産科医療機関の経営状況、周産期医療提供体制の確保、保険財政の安定性、保険料負担という観点を踏まえ、施行までに丁寧に検討していく」とした。日野紗里亜氏(国民)への答弁。OTC類似薬の保険給付見直しに当たって配慮が必要な人の範囲については「制度の施行までに専門家の意見を伺いながら、丁寧に検討していく」とした。早稻田夕季氏(中道)、伊東信久氏(維新)への答弁。法案には協会けんぽへの国庫補助を3年間減らす措置を盛り込んでいる。協会けんぽの今後の財政運営の在り方については「今回の時限的な措置が終了する2028年度までの間に改めて検討する」と答えた。伊東氏への答弁。

### ●保険料軽減効果、年2600億円 上野厚労相

上野厚労相は、OTC類似薬の保険給付見直しと高額療養費制度の見直しによる最終的な保険料への影響について「1年当たり約2600億円の減少となる」と示した。例として、健保組合に加入する被保険者1人当たりの保険料減少額は年約4500円とした。豊田真由子氏(参政)への答弁。

### ●高額療養費の手続きに関する議員立法を準備

中道・早稻田氏

早稻田氏は、高額療養費の見直しを批判し、手続きに関する議員立法を準備していると明らかにした。中東情勢の悪化による原油高の影響についても質問。党として地域の医療機関、介護事業者などを対象に影響を調査しているとし、「近日中に取りまとめ、政府に提言する」とした。

メディファックス4月10日

最	旬	医	界
		情	報

## 重点区域の税制支援で厚労省が要件提示

—一部地域に限定—

厚生労働省医政局は1日に発出した通知で、重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の優遇措置について、対象となる診療所の要件を示した。医師少数区域かつ、可住地面積当たりの医師数が少ない2次医療圏に位置することなどを盛り込み、具体的な該当地域の一覧も提示した。3月23日付で通知した、都道府県が重点医師偏在対策支援区域を設定する上で参考にする基準から、さらに範囲を絞った。

税制上の支援は2028年3月まで、不動産の保存登記・移転登記の登録免許税を軽減するほか、不動産取得税は課税基準の2分の1を控除する。医政局は登録免許税に関する通知と、不動産取得税に関する通知の2本を出した。2本の通知で示した対象診療所の要件は、いずれも以下の通り。▽同区域を定めた医療計画を都道府県が策定・変更した日に、医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない2次医療圏（全国下位4分の1）の地域に位置すること▽最寄りの「一般病院」までの移動距離が7.5km以上の位置にあること▽同区域での承継・開業について「医療施設等施設整備費補助金」を受けていること—など。一般病院とは、主に一般病床や療養病床を持ち、理学療法・作業療法が中心の病院や児童福祉施設の病院を除いたものを指す。

登録免許税についての通知では、支援を受ける際の手続き方法や書類の様式も示した。医療施設等施設整備費補助金に関する事業計画の提出後、登記の前に都道府県に申請する。建物や土地の建築・取得後1年以内に、優遇措置が適用されることを示した都道府県からの証明書を添付し、登記を行う。通知の名称は、「重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る登録免許税の軽減措置の適用について」と「重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」。メディアファックス4月2日

## 26年春闘、ベア回答低調「厳しい」

—医労連—

日本医療労働組合連合会（医労連）は9日に開いた会見で、2026年春闘の進捗を説明した。6日現在、医労連に状況を報告した全国176組織のうち、使用者側からベースアップの提示を受けているのは43組合だった。佐々木悦子中央執行委員長は、ベア回答が限定的で賃上げに向けた動きは低調だとして「春闘は後半戦だが、厳しい」と述べた。

佐々木氏は、医療現場の人材確保には必要な水準の賃上げが重要との認識を披露。「この春闘で他産業が続々と賃上げを行う中、医療・介護分野だけ賃金が上がらなければ、労働者の流出は止まらない」と危惧した。会見では、23～25年の医療・福祉分野の賃上げが他産業より大きく後れを取っていたとも指摘。過去の差額分も補える賃上げが必要と訴えた。

メディアファックス4月10日

## 石油燃料、病院などへ直接供給

—政府が緊急対策—

政府は9日、石油元売り大手から卸売業者を介さず、病院や公共交通などの重要施設に石油燃料を直接供給する「流通円滑化対策」を実施することを決めた。同日、元売り各社に対し、

文書で要請した。中東情勢を受け、石油燃料の流通段階における「目詰まり」が課題になっている。政府はこれまで、供給経路を川上までさかのぼって調整し、各段階の供給量を正常化することで、川下の事業者が石油燃料を確保できるよう対応してきた。今回の対策では、より施策に即効性を持たせるため、元売り大手から重要施設へ直接石油燃料を供給する仕組みを導入する。具体的には、各省庁に寄せられた相談を踏まえ、各省庁が重要施設と判断した場合、元売り大手に対して前年同月比と同程度の石油燃料を供給するよう要請する。価格は、元売り事業者間の契約に基づいて決定する。政府は関与しない。

重要施設には、医療、交通、公共サービス、農業、水産業、畜産業、重要物資の製造業などが想定されている。厚生労働省と経済産業省は、新生児医療用カテーテルや注射針、採血管の滅菌工程に必要なボイラー用A重油の供給が不足したケースで石油元売り事業者と調整し、当面の供給を確保した。今後はこうした事例も流通円滑化対策の対象にする方針。【日刊薬業】

メディアファックス4月13日

## 診療所の新興感染症対策研修で報告書

—日医・委員会—

日本医師会は8日の定例会見で、「診療所における新興感染症対策研修検討委員会（プロジェクト）」（委員長＝舘田一博・東邦大微生物・感染症学講座教授）がまとめた報告書を発表した。委員会は、松本吉郎会長から「診療所の新興感染症に対する総合力を一層高める取り組みの企画及び実践」について諮問を受け、昨年10月に「診療所を対象とした新興感染症対策リーダー研修」を実施した。

効果的な研修を行うための注意点や工夫といった指導のポイントに焦点を当てた研修で、実技を交えた指導ポイントなどをプログラムに盛り込んだ。ゾーニング演習では、講師のクリニックの実際の図面を基に、グループディスカッションを行った。研修会は95人が受講。受講者には、日医から修了証を発行した。報告書の内容を説明した笹本洋一常任理事は、「委員会で企画した研修が全国で横展開され、診療所の新興感染症に対する総合力の向上に寄与することを願うとともに、今後も必要な支援に努めていく」との考えを示した。

メディアファックス4月9日

## オンライン診療指針の改訂を通知

—厚労省—

厚生労働省は2日付の医政局長通知で、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂したと周知した。新たな指針では、改正医療法でオン診が診療と定義されたことを踏まえ、「診療前相談」が指針の対象となることを明確化した。

オン診後に、必要に応じて対面診療につなげるための方法なども示した。具体的には▽患者の所在地に応じた地域の医療機関との間で対面診療への移行に関して連携体制を整備する▽医師が対面受診を必要と判断した場合、対面受診可能な医療機関への連絡、診療情報の提供などを行う▽直ちに対面受診を要さない場合においても、医師が必要と判断したときには診療内容を引き継げるよう、緊急時の相談体制についての案内を患者に対して行う—ことを規定した。通知の題名は「『オンライン診療の適切な実施に関する指針』の改訂について」。厚労省は同日付で、指針のQ&A改訂に関する通知も発出した。

メディアファックス4月7日

### ～お知らせ～

次回発行は、2026年5月20日（水）となります。

毎月第1・3水曜日に発行させていただいている「神医FAXニュース」ですが、2026年5月の第1水曜日は振替休日のため休刊させていただきます。次回発行は、5月第3水曜日の2026年5月20日（水）となります。